

# 大津市議会 2014 年 2 月市議会通常会議詳細報告

日本共産党大津市会議員団

1	はじめに（2月通常会議の概括）	1
2	提出議案とわが党の態度	2
3	わが党議員の質疑・質問	14
	（1）岸本典子市議（代表質問）	14
	（2）佐々木松一市議	16
	（3）黄野瀬明子市議	18
	（4）杉浦智子市議	20
	（5）石黒賀津子市議	22
	（6）塚本正弘市議	24
4	請願について	26
5	意見書・決議について	27

## 1 はじめに（2月通常会議の概括）

2014年2月通常会議は2月17日から3月19日まで行われ、新年度各予算案および今年度各補正予算案をはじめとして土砂埋め立て規制の強化や汚染土壌処理施設・産廃処理施設などの紛争の調停にかかる条例などの議案が提案、一部修正で可決された。

予算については、国民健康保険料が15%も引き上げられるものとなっており、我が党は、消費税増税・年金削減など市民生活が大変なときに値上げしないことを求めたが、他会派が2億円あまりの繰り入れで約8%への引き上げとなる修正案を提案し、これが可決された。他に教育費で市長の介入によって小学校英語教育の研究事業を削減する修正案が出されたが、これは否決された。

国の緊急経済対策を受けて、今年度および新年度補正予算の提案が行われた。新年度については、学校施設の耐震化やエアコン設置などを中心とするものだったが、庁舎整備基金などの積み増しも行われており、これに反対した。

土砂埋立の規制強化や汚染土壌処理施設、産廃処理施設などの紛争・調停のための条例制定は、北部で相次いで発生している環境問題への対応として規制強化が行われたものであり、市民の運動の高まりが市の施策を応援して拡充が図られたものである。

他に消費税増税分を公共料金や使用料・手数料などに上乗せする議案について、負担添加に反対するとともに、プールなどの指定管理替えについても、安全面で行政が責任を持つべきとして反対した。

今年11月からコンビニエンスストアで住民票等の交付が行われることとなり、所要の改正が行われた。また、市民スポーツ課が教育委員会から市民部へと所管部局が替えられることになったが、当初「係」へと見直される予定だったものが「課」のまま移行することとなった。また、子ども子育て新制度を見通して、市長部局において幼稚園教育にかかる補助執行が行われることとなった。

特別職の報酬を最大3.8%削減する条例改正が提案され、それに対応して我が党議員団として市議の報酬を13.8%削減する提案を行ったが、清正会以外の反対で否決された。

他に議会では、これまで会議規則等で扱ってきた請願などの規定を会議条例として制定し、市民に開かれた議会としての体制を整えた。

請願書は、要支援者への介護サービスの継続を国に求めること、子ども子育て支援新制度導

入にあたって就学前の保育・教育の充実を求めること、国民健康保険料を値上げしないことなどの3件が我が党市議団の紹介で提出され、いずれも否決されたが、介護については広範な事業所などが連名で要請をされたものであり、国同様に自民・公明などの態度が問われるものとなった。

予算編成と関わって越市長のコンプライアンスの遵守を求める決議が提案され、我が党は賛成したが、自民・公明・民主などの多数で否決された。

## 2 提出議案とわが党の態度

### 議案第3号

平成26年度大津市一般会計予算

・修正議決された残る原案 【反対…共産党、清正、風、みんな以外の賛成で可決】

・修正案（湖誠会提出） 【反対…共産党、清正、風、みんな以外の賛成で可決】

・修正案（清正、風、みんな提出） 【反対…清正、風、みんな以外の反対で否決】

（賛否理由）〈議案第4号、15号から17号、34号、36号、51号、55号、56号も同様〉

消費税増税、社会保障削減が行われようとする中、市民生活を守るための予算編成を行うことが求められている。

民間保育園建設への12億円あまりの予算措置や、小学校卒業までの子どもの入院医療費助成の実施（来年1月から）、特養建設補助、駅バリアフリー化促進などは評価できるが、市民生活への支援が十分とは言えない。

消費税増税分の使用料・手数料への転嫁、公共施設使用料の引き上げ、大幅な補助金カットは行うべきではなく、生活保護費カットによる就学援助費が支給されなくなる児童生徒への対応がないことも問題。また、国保料は修正案でも過去最大の8%の値上げとなる。一般会計から繰り入れをし、値上げはやめるべき。依然として、リストラを進めてきた大企業などの企業立地支援を続けている。

また、予算編成過程における市長の教育への介入は明らかとなっており、この点からも来年度予算に反対する。

### 議案第4号

平成26年度大津市国民健康保険事業特別会計予算

・修正議決された残る原案 【反対…共産党以外の賛成で可決】

・修正案（湖誠、公明、清正、大志、惻隠、みんな提出） 【反対…共産党以外の賛成で可決】

### 議案第5号 【全会一致で可決】

平成26年度大津市農業集落排水事業特別会計予算

### 議案第6号 【全会一致で可決】

平成26年度大津市卸売市場事業特別会計予算

### 議案第7号 【全会一致で可決】

平成26年度大津市財産区特別会計予算

### 議案第8号 【全会一致で可決】

平成26年度大津市駐車場事業特別会計予算

### 議案第9号 【全会一致で可決】

平成 26 年度大津市介護保険事業特別会計予算

議案第 10 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

平成 26 年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計予算

(賛否理由) 地価が横ばい状態の一方、原料等の値上がり、人材不足などで事業費の高騰なども懸念される。確実な見通しがもてない現時点での事業推進に反対する。

議案第 11 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

平成 26 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算

(賛否理由) 後期高齢者医療事業は、高齢者を差別し、医療費負担増を押しつける制度であることから、制度廃止を求めて反対する。(議案第 78 号も同様)

議案第 12 号 【全会一致で可決】

平成 26 年度大津市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 13 号 【全会一致で可決】

平成 26 年度大津市病院事業会計予算

議案第 14 号 【全会一致で可決】

平成 26 年度大津市介護老人保健施設事業会計予算

議案第 15 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

平成 26 年度大津市水道事業会計予算

議案第 16 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

平成 26 年度大津市下水道事業会計予算

議案第 17 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

平成 26 年度大津市ガス事業会計予算

議案第 18 号 【全会一致で可決】

大津市民生委員の定数を定める条例の制定

- ・民生委員の定数を 635 人とする

議案第 19 号 【全会一致で可決】

大津市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定

- ・消防長及び消防署長の資格を定めるもの

議案第 20 号 【全会一致で可決】

大津市社会福祉審議会条例の一部改正

- ・社会福祉審議会の委員の定数を 50 人以内とするもの

議案第 21 号 【全会一致で可決】

大津市青少年問題協議会条例の一部改正

- ・青少年問題協議会の委員の委嘱基準等を定めるもの

議案第 22 号 【全会一致で可決】

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例の一部改正

- ・社会教育委員の委嘱基準を定めるとともに委員の定数を次のとおり改めるもの  
25 人以内→20 人以内

議案第 23 号 【全会一致で可決】

平成 26 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定

- ・平成 26 年度における特別職及び一般職の管理職の職員の給与を減額するもの

議案第 24 号 【全会一致で可決】

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定

- ・汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図るため、当該施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めるもの

議案第 25 号 【全会一致で可決】

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定

- ・産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図るため、当該施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めるもの

議案第 26 号 【全会一致で可決】

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定

- ・市内における土砂等による土地の埋立て等の現状を踏まえ、土壌汚染、土砂災害等の発生の抑止を更に徹底するため、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を全部改正し、規制条項を全面的に見直すもの

議案第 27 号 【全会一致で可決】

大津市水泳場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定

- ・市内 4 水泳場を廃止するもの

議案第 28 号 【全会一致で可決】

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部改正

- ・教育委員会が所管するスポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行する事務に改めるもの

議案第 29 号 【全会一致で可決】

大津市事務分掌条例の一部改正

- ・市民部の分掌事務にスポーツに関する事務を加えるもの

議案第 30 号 【全会一致で可決】

大津市職員定数条例の一部改正

- ・定年退職者等を再任用するとともに、教育委員会が所管するスポーツに関する事務を市長部局に移管し、及び教育委員会が所管する幼稚園に関する事務の一部を市長の補助機関の職員をして補助執行させることに伴い、次のとおり職員定数を改定するもの  
市長の事務部局の職員 1,336 → 1,371 (+35)

(うち福祉事務所員の定数 110 → 135 (+25))  
病院職員 633 → 639 (+ 6)  
議会事務局の職員 14 → 16 (+ 2)  
教育委員会の職員 412 → 367 (-45)  
消防職員 327 → 329 (+ 2)  
(総計 3,096 → 3,096 (± 0))

**議案第 31 号 【全会一致で可決】**

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

- ・地方公務員法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うもの

**議案第 32 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

- ・ (1) 平成 18 年 4 月に実施した給与水準の引下げに伴う現給保障（昇給・昇格により引下げ前の給料月額に達するまでの間、不利益変更を防ぐための経過措置として引下げ前の給料月額の支給を保障したもの）を廃止（医師及び歯科医師を除く。）するもの
- (2) 通勤手当の支給額に上限を設けるもの
- (3) 人事評価の結果を昇給及び勤勉手当の支給に反映させるため、これらの給与に反映される勤務成績の判定期間を人事評価の評価対象期間に合わせるもの

(賛否理由) 給与大幅削減の際に始めた現給保障を打ち切るもので、最高月額 2 万円程度の減額となる。このような大幅減額は行うべきではなく、現給保障を継続すべきである。

また、条例では人事評価制度の給与等への反映も規定されているが、現状の評価制度そのものが十分に信頼、納得できるものとはいえず、生活給に関わる部分について評価を反映させるべきではないと考え、条例改正に反対する。

**議案第 33 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部改正

- ・ (1) 平成 18 年 4 月に実施した給与水準の引下げに伴う現給保障を廃止するもの
- (2) 通勤手当の支給額に上限を設けるもの
- (3) 人事評価の結果を昇給及び勤勉手当の支給に反映させるため、これらの給与に反映される勤務成績の判定期間を人事評価の評価対象期間に合わせるもの

(賛否理由) 議案第 32 号と同じ理由により反対。

**議案第 34 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市道路占用料条例等の一部改正

- ・消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、次の条例に規定する使用料、手数料等にそれらを適正に転嫁するもの
- (1) 大津市道路占用料条例
- (2) 大津市雄琴温泉供給条例
- (3) 大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例
- (4) 大津市下水道条例
- (5) 大津市行政財産使用料条例
- (6) 大津市民会館条例【文化・青少年課】
- (7) 大津市市民プール条例

- (8) 大津市大谷乗馬場条例
- (9) 大津市自転車駐車場条例
- (10) 大津市漁港等管理条例
- (11) 大津市勤労福祉センター条例
- (12) 大津市農業集落排水処理施設条例
- (13) 大津市立森林キャンプ村条例
- (14) 大津市公設地方卸売市場条例
- (15) 大津市総合保健センター条例
- (16) 大津市街並み博物飾条例
- (17) 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例
- (18) 大津市伊香立環境交流館条例
- (19) 大津市営霊園条例
- (20) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例
- (21) 大津市伝統芸能会館条例
- (22) 大津市斎場条例
- (23) 大津市埋蔵文化財調査センター条例
- (24) 大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例
- (25) 道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例
- (26) 大津市ふれあいプラザ条例
- (27) 大津市自転車駐車場条例
- (28) 大津市浜大津公共広場条例
- (29) 大津市スカイプラザ浜大津条例
- (30) 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例
- (31) 大津市滋賀里コミュニティセンター条例
- (32) 大津市仰木太鼓会館条例
- (33) 大津市仰木ふれあい広場条例
- (34) 大津市液化石油ガス供給条例
- (35) 大津市子育て総合支援センター条例
- (36) 大津市市民活動センター条例
- (37) 大津市温泉保養交流施設条例
- (38) 大津市公共棧橋条例
- (39) 大津市立野外活動施設条例
- (40) 大津市港湾の管理に関する条例
- (41) 大津市旧大津公会堂条例
- (42) 大津市ふれあいセンター条例
- (43) 大津市リサイクルセンター木戸設置条例

**議案第 35 号 【全会一致で可決】**

大津市役所支所設置条例の一部改正

- ・富士見市民センター移転新築工事の完了に伴い、富士見支所の位置を変更するもの

**議案第 36 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

- (1) 富士見市民センター移転新築工事の完了に伴い、富士見公民館の位置を変更し、及び会議室等の使用料を定めるもの
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、会議室等の使用料にそれらを適正に転嫁する

もの

**議案第 37 号 【全会一致で可決】**

大津市附属機関設置条例の一部改正

- (1) 市長の附属機関として大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会を設置するもの
- (2) 市長の附属機関である大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会を廃止するもの

**議案第 38 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市市税条例の一部改正

- ・ 地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に関し所要の改正を行うもの。その概要は、次のとおり
- (1) 賦課期日後に本市の区域外に転出した公的年金からの特別徴収対象者に対する当該賦課年度分の特別徴収を継続する。
- (2) 公的年金からの特別徴収に係る仮徴収税額（新年度の個人市民税額が確定する前に、前年度の個人市民税額を基に一定額を仮に特別徴収するもの）を前年度分の本徴収税額から前年度分の年税額の 2 分の 1 の額に改める。なお、この変更は年間の徴収税額の平準化を図るためであり、年税額に変更は生じない。
- (3) 特定公社債等の譲渡所得を非課税の対象から除外するとともに、当該譲渡所得等を上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得との間で損益通算することを可能とする。

（賛否理由）年金受給者の特別徴収にかかる制度改正には賛成だが、特定公社債等の損益通算範囲の拡大については富裕層優遇の制度であり、反対する。

**議案第 39 号 【全会一致で可決】**

大津市環境基本条例の一部改正

- ・ 生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置者等に係る責務に関する規定を設けるもの

**議案第 40 号 【全会一致で可決】**

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部改正

- ・ 環境影響評価専門委員会及び公害紛争調整委員会の所掌事項に次に掲げる事項を加えるもの
- (1) 環境影響評価専門委員会 汚染土壌処理施設の設置に係る関係地域を市長が定めようとする場合において、市長に対して意見を述べること。
- (2) 公害紛争調整委員会 汚染土壌処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争のあっせんに関し、市長に対して意見を述べること。

**議案第 41 号 【全会一致で可決】**

大津市食品衛生法施行条例の一部改正

- ・ 食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うもの

**議案第 42 号 【全会一致で可決】**

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

- ・ 地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、資本剰余金の処分に関する事項について、必要な規定の整備を行うもの

**議案第 43 号 【全会一致で可決】**

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正

- ・ (1) 下水道事業の計画処理人口及び処理能力を次のとおり見直すもの  
計画処理人口 316,200人 → 327,800人  
処理能力 1日最大計画汚水量 236,600立方メートル → 209,600立方メートル
- (2) 地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、資本剰余金の処分に関する事項について必要な規定の整備を行うとともに、純利益等に係る自己資本金への組入れに関し必要な事項を定めるもの

**議案第44号 【全会一致で可決】**

大津市寡婦福祉住宅条例の一部改正

- ・大津市立第2やすらぎ苑を廃止するもの

**議案第45号 【全会一致で可決】**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

- ・議案第45号から議案第48号まで

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の制定による関係省令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うもの

**議案第46号 【全会一致で可決】**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

**議案第47号 【全会一致で可決】**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

**議案第48号 【全会一致で可決】**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

**議案第49号 【全会一致で可決】**

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正

- ・議案第49号及び議案第50号

コンビニエンスストアにおいて住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービスを実施することに伴い、所要の改正を行うもの

**議案第50号 【全会一致で可決】**

大津市印鑑条例の一部改正

**議案第51号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市手数料条例の一部改正

- (1) コンビニエンスストアにおいて住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービスを実施することに伴い、既に発行されている住民基本台帳カード又は大津市民カードを設置端末機に対応する住民基本台帳カードに交換する場合における当該カードの交付手数料を徴収しないこととするもの



(2) 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、次に掲げる手数料にそれらを適正に転嫁するもの

ア 美術展覧会及び写真展覧会に係る出品手数料

イ 狂犬病予防注射の実施等に係る手数料及び動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき引き取った犬等の返還等に係る手数料

ウ 動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料

エ 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料及び低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料

(3) 特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査等に係る手数料を引き上げるもの

**議案第 52 号 【全会一致で可決】**

大津市医療費助成条例の一部改正

- ・ 小学校 4 年生から 6 年生までの児童を入院に係る医療費助成の支給対象に加えるもの

**議案第 53 号 【全会一致で可決】**

大津市都市計画審議会条例の一部改正

- ・ 都市計画に関する専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門部会を設けるもの

**議案第 54 号 【全会一致で可決】**

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部改正

- ・ 河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うもの

**議案第 55 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市準用河川占用料条例の一部改正

- (1) 河川法の一部改正により、農業用水に係る発電のための流水占用が許可制から登録制に変更されたことに伴い、必要な規定の整備を行うもの
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、流水占用料等にそれらを適正に転嫁するもの

**議案第 56 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

大津市水道事業給水条例の一部改正

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、水道料金等にそれらを適正に転嫁するもの
- (2) 水道料金を徴収する用途として規定する「公衆浴場用」の定義を定めるもの

**議案第 57 号 【全会一致で可決】**

大津市防災対策推進条例の一部改正

- ・ 災害対策基本法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うもの

**議案第 58 号 【全会一致で可決】**

工事請負契約の締結（大田廃棄物最終処分場（第 2 期）土木工事

- ・ 契約金額 504, 122, 400 円  
契約の相手方 株式会社内田組

**議案第 59 号 【全会一致で可決】**

製造請負契約の締結（消防艇）

- ・ 契約金額 334, 800, 000 円

契約の相手方 株式会社壱兵衛造船所

議案第 60 号 【全会一致で可決】

工事請負契約の変更（大田廃棄物最終処分場（第 2 期）浸出水処理施設建設工事）

- ・変更する事項 契約金額 1,224,090,000 円 → 1,259,064,000 円  
変更する理由 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、契約金額を改定後の税率に対応する額に改める必要が生じたため  
契約の相手方 アタカ大機株式会社

議案第 61 号 【全会一致で可決】

訴えの提起（市営住宅の不法占有者に対する明渡請求等）

- ・市営住宅の入居者の同居人であった者で、転居により退去した後、当該入居者が死亡した時期の前後に当該市営住宅に事実上入居し、不法に占有しているものに対して、明渡請求等の訴えを提起するもの
  - (1) 市営住宅の名称及び番号  
堅田第二団地 1 号棟 316 号
  - (2) 相手方  
大津市本堅田三丁目 23 番 1-316 号 上田 正治

議案第 62 号 【全会一致で可決】

指定管理者の指定（旧竹林院）

- ・指定管理者 大津市坂本六丁目 1 番 13 号 坂本観光協会会長 上延 安正  
指定期間 平成 26 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 63 号 【全会一致で可決】

指定管理者の指定（北比良旧舟だまり公園ほか 212 公園）

- ・指定管理者 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号  
指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 64 号 【全会一致で可決】

指定管理者の指定（柳が崎湖畔公園）

- ・指定管理者 京阪・琵琶湖汽船グループ
  - ・大津市島の関 2 番 8 号 琵琶湖汽船株式会社
  - ・大阪府枚方市伊加賀寿町 1 番 5 号 京阪園芸株式会社  
指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 65 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

指定管理者の指定（大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター）

- ・指定管理者 ビバ・オリックス・日本リコmendグループ
  - ・京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町 680 番地 1 株式会社ビバ
    - ・京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町 99 番地 オリックス・ファシリティアーズ株式会社
    - ・東京都港区芝二丁目 8 番 18 号 202 日本リコmend株式会社  
指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（賛否理由）サービスの継続などについてリスクもあり、プールなどの利用者の安全に関わる

施設については、市が直営で管理・監督すべきであり、この施設の指定管理に反対する。

**議案第 66 号 【全会一致で可決】**

指定管理者の指定（大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村（スポーツ村の一部を除く。））

- ・ 指定管理者 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 公益財団法人大津市公園緑地協会
- 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

**議案第 67 号 【全会一致で可決】**

指定管理者の指定（大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場、大津駅北口公共駐車場、膳所駅前公共駐車場、晴嵐公共駐車場及び大津市浜大津公共駐車場）

- ・ 指定管理者 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 浜大津都市開発株式会社
- 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

**議案第 68 号 【全会一致で可決】**

包括外部監査契約の締結

- ・ 契約金額 15,600,000 円を上限とする額
- 契約期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 契約の相手方 大津市一里山四丁目 12 番 25 号 公認会計士 野口真一

**議案第 69 号 【全会一致で可決】**

町の区域の変更

- ・ 春日町の区域の一部を御幸町に編入するもの

**議案第 70 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】**

平成 25 年度大津市一般会計補正予算（第 11 号）

（賛否理由）中心は税込増や国の交付金などで、1 億円あまりの庁舎整備基金を積み立てようとするもの。市として庁舎整備の方針が定まっておらず、財政が厳しいといいながら基金積み増しを認めることは出来ないため反対する。

**議案第 71 号 【全会一致で可決】**

平成 25 年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

**議案第 72 号 【全会一致で可決】**

平成 25 年度大津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

**議案第 73 号 【全会一致で可決】**

平成 25 年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）

**議案第 74 号 【全会一致で可決】**

平成 25 年度大津市財産区特別会計補正予算（第 3 号）

**議案第 75 号 【全会一致で可決】**

平成 25 年度大津市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

**議案第 76 号 【全会一致で可決】**

平成 25 年度大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 77 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 78 号 【反対…共産党以外の賛成で可決】

平成 25 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（賛否理由）議案第 11 号と同じ理由により反対。

議案第 79 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 80 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市病院事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 81 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 82 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 83 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 84 号 【全会一致で可決】

平成 25 年度大津市ガス事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 85 号 【全会一致で可決】

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

会議案第 1 号 【全会一致で可決】

大津市議会会議条例の制定

会議案第 2 号 【全会一致で可決】

大津市議会傍聴条例の制定

会議案第 3 号 【全会一致で可決】

大津市議会委員会等傍聴条例の制定

会議案第 4 号 【全会一致で可決】

大津市議会委員会条例の全部を改正する条例の制定

会議案第 5 号 【全会一致で可決】

大津市議会会議規則を廃止する規則の制定

会議案第 6 号 【全会一致で可決】

## 大津市議会傍聴規則を廃止する規則の制定

### 会議案第7号 【賛成…共産党、清正、みんな以外の賛成で否決】 大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定

(報告)

1 平成25年度の大津市土地開発公社及び一般財団法人大津市勤労者互助会の事業変更計画書の提出について

2 平成26年度の一般財団法人大津市勤労者互助会及び公益財団法人大津市公園緑地協会の事業計画書の提出について

3 専決処分の報告について(消火活動中の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

平成25年11月7日、大津市栗津町の相手方建物において、隣接する建物で発生した火災の消火活動のため相手方建物のひさし上に設置された空調機器にホースを固定して放水していた消防職員が、足を踏み外して当該ひさしから転落した際、同空調機器を落下させ、損傷させたもの

和解の相手方 大津市栗津町 K.S.

損害賠償の額 109,200円

4 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

(1)平成25年9月5日、大津市立青山小学校駐車場において、空いていた駐車区画を利用して方向転換をするため後退した公用車(図書館職員運転)が、左折して前進する際、隣接する区画に駐車していた相手方車両に接触し、同車両が損傷したもの

和解の相手方 大津市比叡平三丁目 K.T.

損害賠償の額 178,096円

(2)平成25年9月16日、大津市御陵町の主要地方道伊香立浜大津線と市道中2412号線とのT字型交差点(信号なし)において、同市道を東方向に走行し、同交差点の突き当たりを右折しようとした公用車(道路管理課職員運転)が、同主要地方道を北方向に走行し、同交差点を直進して通過しようとした相手方原動機付自転車と出会い頭に衝突し、双方車両が損傷したもの

和解の相手方 大津市西の庄 F.Y.

損害賠償の額 28,298円

(3)平成25年9月16日、大津市御陵町の主要地方道伊香立浜大津線と市道中2412号線とのT字型交差点(信号なし)において、同市道を東方向に走行し、同交差点の突き当たりを右折しようとした公用車(道路管理課職員運転)が、同主要地方道を北方向に走行し、同交差点を直進して通過しようとした相手方原動機付自転車と出会い頭に衝突し、同原動機付自転車を運転していた相手方が負傷したもの

和解の相手方 大津市西の庄 F.Y.

損害賠償の額 134,551円

(4)平成25年9月23日、南消防署南郷出張所の駐車場において、公用車(南消防署職員運転)が、出庫するため後退したところ、後方確認が十分でなかったため、同駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、同車両が損傷したもの

和解の相手方 大津市雄琴三丁目 O.K.

損害賠償の額 370,095 円

(5)平成 25 年 11 月 12 日、大津市今堅田二丁目の市道幹 1011 号線において、南方向に走行していた公用車(保健予防課職員運転)が、前方不注意により、前方の信号が赤色に変わったため停車しようとしていた相手方車両に追突し、同車両が損傷したもの

和解の相手方 大津市本堅田二丁目 K.M.

損害賠償の額 301,812 円

5 専決処分報告について(市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

平成 25 年 9 月 9 日、大津市赤尾町の市道南 3472 号線において、同市道に隣接する駐車場から同市道に進入しようとした相手方車両が、同市道の側溝の鉄製の溝蓋に乗り上げたところ、その蓋が跳ね上がり、損傷したもの

和解の相手方 大津市南郷四丁目 O.T.

損害賠償の額 39,417 円

### 3 わが党議員の質疑・質問

(1) 岸本典子市議(代表質問)

1. 市長の政治姿勢について

s【質問】消費税増税ではなく、大企業・富裕層にこそ適切な負担を求めるよう国に求めるべきではないか

《答弁》国の税制改正を不公平なものと考えておらず、国に対して、大企業や富裕層への課税強化を求める必要はないと考える。

【質問】使用料・手数料などへの消費税増税分の転嫁は凍結すべき。見解を。

《答弁》転嫁しなければ、市税で負担することになる。また、所要の措置を講ずるよう国からの通知もあり、増税分を転嫁し使用料等を改定する。

【質問】増税分を価格に転嫁せず、むしろ多額の利益を還元してガス料金を値下げし、市民の暮らしを守るべきではないか。

《答弁》平成 25 年 6 月に値下げ改定を実施。今後は、ガス事業の財政状況、長期的見通しなど、総合的に検証しながら適正な料金水準となるよう努めていく。

【質問】生活保護基準引き下げで、就学援助が受けられない事態が発生しないよう適切な措置を講ずるべき。見解を。

《答弁》今年度の保護基準引き下げの影響は来年度に検証する。併せて国や他都市の動向も注視しながら調査研究していきたい。

2. 行政改革について

(1)いわゆる受益者負担と公共性について

【質問】貧困や格差の中で健康で文化的な生活ができない市民に対し、適切な行政サービスで格差を是正することを、行政改革の理念として打ち出すべき。見解を。

《答弁》本市の行政改革は「経営」「サービス向上」「健全財政」の 3 つの視点から、福祉の増進及びサービス向上に資することを理念としており、格差是正はセーフティネットの中で対応すべき。

【質問】 受益者負担の考え方を公共施設使用料に持ち込むのは、「負担できない人は使えなくても仕方ない」という考えになる。これ以上の値上げはすべきでない。見解を。

《答弁》 利用する方としない方との負担の公平性を確保するため、利用者が応分に負担することは適切と考える。

【質問】 公共施設について、削減ありきで取り組むのではなく、住民との協働で、利用率向上や施設の活性化による財源の捻出など、施設整備の方向を検討すべき。見解を。

《答弁》 施設の老朽化や将来のニーズに対応していくために、今後の考え方やコストの縮減目標を示した「公共施設マネジメント基本方針」を策定中。市民には様々な課題への共通認識を図りながら、課題解消に取り組むたいと考えている。

【質問】 補助金カットについて、各団体等と十分な協議を行うとともに、市のまちづくりを行政に代わって担っている団体には、積極的な支援が必要ではないか。

《答弁》 それぞれの団体の財務状況や事業内容を検証した上で補助率等を決定。所管部局と各団体との協議は十分に行われたと認識している。

今回設定した終期までに、自主財源の確保や市が行うべき事業なら委託料に転換する等、適正化を検討した上で、補助金のあり方について再度検証していきたい。

【質問】 市民に犠牲を転嫁しない財源確保の検討を進めるべき。見解を。

《答弁》 費用対効果や優先度を考慮しながら事業を実施し経費節減に取り組むとともに、収納率向上、国庫補助金など財源の確保に努めてきた。今後も持続可能な行財政運営のために、改革を推進していく。

### 3. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

【質問】 国保加入者の暮らしと健康を守るため、一般会計からの繰り入れを増額し、国保料が値上げにならないようにすべき。見解を。

《答弁》 国保会計の財政状況は厳しく、補正予算・新年度予算で一般会計から法定外繰入をしたが、被保険者にもこれに応じた保険料負担をお願いすることとした。

【質問】 所得に応じた独自の国保料減免制度は、条件を緩和し利用しやすくすべき。見解を。

《答弁》 本制度は、昨年6月創設の新制度であり、まずはこれまでの相談内容を分析、検証し、より一層の周知啓発に努めていく。

【質問】 国に対し、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度へ戻すことを求めるべき。市長の見解を。

《答弁》 本制度は、創設から5年が経過し定着しており、国は現行制度を基本に順次整備を行う予定。本制度の廃止を求めることは考えていない。

### 4. 教育問題について

【質問】 改革というなら、戦後の原点に立ち返り、教育委員会制度を子どもを中心にして、住民本位に改革することこそ必要。見解を。

《答弁》 責任と権限の所在が一致し、民意を適切に教育行政に反映するには、選挙で選ばれた首長を教育行政の執行機関とすべき。

【質問】 学校選択制の継続や学力テストについての市長の発言は不適切で、不当な介入は改めるべき。見解を。

《答弁》現制度下で市長として申し上げるべき意見を教育委員会に申し述べているもので、不当な介入をしているものではない。

【質問】子どもの権利条約の理念をいじめ防止行動計画に活かしていくべき。見解を。

《答弁》行動計画は、いじめは子どもの尊厳を脅かす重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての子どもの人権保障の観点から具体的な施策を検討し取り組むべきとしている。

【質問】マンモス校の解消、少人数学級、教員間の情報共有のための時間確保と必要な人員配置など、様々な課題がある。今後の取り組みは。

《答弁》いじめ対策担当教員の配置や特別支援教育支援員の拡充等を行い、市教育委員会など外部機関が積極的に学校をサポートしている。

また、校務の効率化や、学校行事、会議等の見直しや地域協力者の活用等、様々な方策を積極的に講じて、本来教員が最も大切にすべき児童・生徒と直接向き合う時間の創出につなげたい。

【質問】大津市でも管理教育や競争教育を克服して、子どもの発達を真に保障できる学校づくり、地域づくりが求められている。見解を。

《答弁》学校、家庭及び地域住民その他の関係者が、役割と責任を自覚し、連携・協力して社会総がかりで子どもを育てることが大切と捉えている。

## 5. 志賀町の合併問題について

【質問】志賀地域に、いま必要な事業とはどのようなものと認識しているか。

《答弁》両市町の速やかな一体化のため、合併建設計画を踏まえ、これに合致した事業を検討し、方法、経費等も熟考しながら実施する事業と認識している。

【質問】志賀地域には、どのような課題があると認識しているか。

《答弁》地域の合意形成や関係機関の協力がなければ実現できない事業や、今後の維持管理など経費面での障壁など様々な課題が課題。本計画は大変重要であり、推進に努めていきたい。

【質問】これまでの合併建設計画や合併協議の検証を行い、志賀地域の住民の声を丁寧に聞き取り、今後の志賀地域の振興計画を示すべき。見解を。

《答弁》合併建設計画の基本理念とそれに基づく基本方針は、今も変わらぬ重要な視点で、新たに振興計画を策定する考えはない。

## 6. 公共交通について

【質問】公共交通整備の目的は、すべての地域住民の生活確保にあるべきで、どこに住んでいても安心して暮らせるまちづくりを進めるべき。見解を。

《答弁》市民の生活における移動手段の確保は重要な問題と認識しており、これまでの取組みに加え、今後、国が定める交通政策基本計画を注視していきたい。

【質問】条例制定も含めた新たな公共交通政策へと踏み出すべきと考えるが、見解を。

《答弁》本市では活性化協議会等における活動を通じて、公共交通施策を推進できている基盤があり、現在のところ基本条例制定の考えはない。

## (2) 佐々木松一市議

### 1. 農業振興について



【質問】破たんが明らかになっている TPP 交渉からの撤退を政府に求めるべき、見解を。

《答弁》TPP により本市農業には少なからず影響があると考えますが、農業だけでなくあらゆる産業に影響を及ぼすもので、現在も国で議論され交渉が続いているため、国の動向や経過を注視していく。

【質問】大津市の農業委員定数を巡って議論があると聞くが、いまは農業委員会の充実を図るべきではないか。

《答弁》行財政改革の取り組みとして、農業委員会にも定数の検討をお願いした。委員会の適切な体制について、委員はもとより関係者の意見を求め協議し結論を出していきたい。

【質問】行財政改革を進めるに当っては、よく意見を聞き丁寧な説明と納得を前提としてこそ、実効性ある適正な改革ができると考える。市長の見解は。

《答弁》丁寧に説明し、農業委員や関係者の十分な理解を頂けるよう配慮して、適正で効果的な改革を着実に進めたいと考えている

## 2. 介護保険部会「見直し」案について

【質問】市の裁量に委ねられる部分が飛躍的に大きくなるが、サービスを後退させない立場か、それとも給付を抑制する立場をとるのか、市の考えは。

《答弁》具体的な制度設計等は、今後、国でガイドラインが策定される。動向を注視し、必要な方が安心してサービスを利用できるよう対応していく。

### 介護事業者以外の重層的サービスについて

【質問】在宅の要支援者に対する配食・見守り等に応えてくれるボランティアの確保が可能と考えているか、見解を。

【質問】ボランティアなどによる生活支援では、トラブル発生の確率は上がると考えられるが、「見直し」では推進するとされている。市の見解は。

【質問】重度化の進行を抑える適切な介護には、専門性が必要。ボランティアなどでは専門性が担保されないのでは。市の見解は。

《答弁》既存の事業者による専門的なサービスに加えて、多様な担い手による、生活支援サービスの提供体制が構築できると考えている。

【質問】要介護認定されなければ、外から見て「これは危ない」となるまで放っておかれ、早期発見で重度化を防ぐ介護予防の本旨に反するのではないか。

《答弁》認定を受けずに生活支援サービスを利用する方の状況把握については、国のガイドラインに、個別計画の作成や一定期間後の評価の実施が明記される予定。

【質問】現在の事業者以外の多様な主体にも介護事業を担わせ、その事業費単価は今までの報酬以下にせよとされている。市の見解は。

【質問】市はサービスに応じた利用料を設定できることになるが、基本的な考え方や基準が必要。市の考えは。

《答弁》専門的サービスには、それにふさわしい単価を設定することになる。国のガイドラインを踏まえ、既存単価や他都市の状況等を参考にする。

【質問】「見直し」により市町村の裁量と責任が拡大する中で、地域包括支援センターの役割が非常に高くなっている。機能強化・充実の計画は。

《答弁》担当地域の高齢者人口の増加にあわせて、人員体制を整えていく。

【質問】地域包括ケアシステム・在宅介護を進める上で、定期巡回・随時サービスは中心的課題と指摘されている。本市での可能性と計画は。

《答弁》2箇所の整備を目標として、24年度25年度と事業者を公募したが応募はなかった。人材確保や採算性などの課題から全国的にも進んでいないが、先進都市等を参考にしながら検討していきたい。

【質問】特養入所基準は事実上、要介護3以上ということが原則とされ、特例を認める場合の判断は市にも求められる。どういう立場で判断するのか。

《答弁》改正案では、入所判定委員会への特例としての市町村の関与が示唆されているが、本市の関与で従前からの公平な判定に影響を与えることはないと考えている。

【質問】利用料2割負担を支払うことで、生活保護基準以下となる人も生まれる。所得に応じた適正な負担と言えるのか、見解を。

《答弁》見直し案では、被保険者の所得上位20%の方が対象とみられているが、サービス費等の上限設定により対象者全員が2割になるわけではなく、持続可能な制度運用上、やむをえないと考えている。

【質問】介護を市町村に押しつけるのが「見直し」の中身であり、住民・利用者の立場に立つならば、国に対してははっきり発言すべきではないか。

《答弁》国に対しては、これまでより全国市長会、中核市市長会等を通じて要望しており、今後も引き続き実施していきたい。

### (3) 黄野瀬明子市議

#### 1. 子ども・子育て支援新制度について

【質問】認可保育所を希望しても入れない子どもの数も待機児童数として、市の施設整備計画に位置付けるべき。見解を。

《答弁》保育の必要性の認定を受けたにもかかわらず、保育施設を利用できない人数を待機児童数とすることになると考えている。この数を事業計画に反映していく。

【質問】どの施設入所もできない子どもに、市の責任でどう対応するのか条例化すべき。見解を。

《答弁》新法では必要な体制の確保は市町村の責務とされており、改正児童福祉法でも市町村の実施責任を明確にしている。事業計画に基づき環境整備をしていく。

【質問】どの保育施設にも格差がなく、市がこれまで積み上げてきた保育の質を落とすことがないように、統一した基準を設けて条例化すべき。見解を。

《答弁》保育所に加え、新たな施設に関する基準を条例で定めることになるが、各施設の特性もあり統一した基準とすることは困難。

【質問】短時間保育でも、現状の基本である8時間を原則にした市の基準をつくるべきではないか。

《答弁》国で、短時間保育の保育必要量は8時間を基本として検討が進められており、その動向を注視していく。

【質問】施設が決めた保育料に、市が関与できる仕組みを条例化すべきではないか。

《答弁》保育の必要性の認定区分や所得階層等に応じて設定することを基本として、国で検討されており、その動向を注視していく。

【質問】保育水準を下げないために、株式会社にも職員配置に一定の基準を求め、また職員への系統的な研修会を開くことなどを条例化すべき。見解を。

《答弁》保育所の職員基準は、運営主体にかかわらず、市の条例で定める配置基準を遵守するよう求めていく。

【質問】株式会社の収益の用途制限が撤廃された。保育事業の収益を他事業にまわすことは肝心の保育の質的低下にもつながる。市が監視する方法をつくるべきではないか。

《答弁》本市では昨年から株式会社等の参入を認めたが、認可の際に、社会福祉法人会計基準による保育所事業に係る区分経理を行うこと等を条件としており、新制度後も継続予定。これにより用途の透明性は確保でき、不適切な経理があった場合には必要な指導を行う。

【質問】株式会社が撤退した場合、子どもたちの受け入れ先を公的責任で確保することを明確にすべき。見解を。

《答弁》本市では、保育所を廃止又は休止する場合は、6 か月前までに入所児童の処置を明らかにし市の承認を得ることとしているが、普段から運営状況等を把握し、未然の防止に努めていく。

【質問】これまでどおり障害をもつ子どもの発達保障をするために、市としての対策は。

《答弁》「大津方式」を推進してきた経緯を踏まえ、保育所に関する基準の条例化の際にも障害児保育の規定を独自基準として設けている。新制度後も現状の水準を維持していきたい。

## 2. 子ども医療費助成事業について

【質問】市長は、子どもの医療費助成制度を、子どもの健康と成長を保障する上で、どのような重要性をもっていると考えているか。

《答弁》子育ての経済的負担の軽減や子どもたちの健やかな成長のために、重要な制度。将来にわたり継続し、安定した運営を図ることが大切。

【質問】せつかく制度実施するなら、利用しやすいように窓口での支払いを無料とする「現物給付」にすべき。見解を。

《答弁》現物給付の場合は、県国保団体連合会、各医療機関のシステム改修経費に加え、準備と周知期間が必要となる。また小学生の入院実績から、市での事務処理が可能なため償還払いとした。

【質問】ペナルティを止めさせるように国に求めるべきではないか。

《答弁》医療費助成制度の実施に伴う国庫支出金減額措置の撤廃を、中核市市長会などを通じ、国に要望している。引き続き要望していく。

【質問】入院・通院ともに子どもの医療費を無料化すべき。見解を。

《答弁》通院も含めると年間約2億3千万円必要で、持続可能な制度とするため入院のみ。県に対し、県制度の医療費助成の年齢拡大を要望している。

## 3. 原発再稼動問題について

【質問】市長は、原発は「新規制基準」に適合すれば絶対に安全で、事故は起こらないと考えるのか。

《答弁》原子力規制委員会は、厳密に基準に照らし、国民の納得する厳格かつ公正な審査を行うべきと考える。

【質問】市長は、避難計画をつくれれば、すべての大津市民を安全に避難させることができると考えているのか。

《答弁》市は地域防災計画原子力災害対策編を策定し、住民が避難を判断する材料となる基準を定めている。この基準に基づき、防災訓練などで実践することが、安全な避難に繋がると考える。

【質問】再稼動に反対し、原発の廃炉を国に求めるべきではないか。

《答弁》市民の安心・安全を最優先に考え、原発に抛らない社会の実現を目指すべきで、再稼動については慎重であるべきだが、再稼動するならば、新基準に基づき厳格かつ公正な審査がされなければならないと考える。

#### (4) 杉浦智子市議

##### 1. 指定管理者制度について

【質問】サービスの提供が滞らないために、業務の継続について従前の管理者との引き継ぎルールはあるのか。

《答弁》指定管理者募集要項や各施設の管理に関する基本協定に規定し、引き継ぎの際には市が立ち会うなど、確実な引き継ぎに努めている。

【質問】事業の継続についての考え方、指導内容は。

《答弁》継続性が確保されるよう留意しているが、自主事業については事業者の責任で対応すべき。

【質問】情報の日常管理、また再指定されなかった場合の保有情報の扱いのルールは。

《答弁》「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」で、個人情報の取扱いや秘密保持について規定し、基本協定でも情報取得の制限、目的外使用の禁止、個人情報保護等について規定。指定期間終了後も守秘義務を課している。

【質問】再指定されなかった管理者に雇用されていた労働者の雇用を守ることに、市はどのように把握し、指導しているか。

《答弁》指定管理者による雇用は、管理者と雇用者の自主的なもので、市が関与する立場にはない。

【質問】消費税増税による指定管理料への影響と対応策は。

《答弁》施設所管課において管理者と協議を行った上で、今年度実施された電気料金の改定分と合わせて影響額を算定し、予算案に計上している。

##### 2. 中学生の昼食について

【質問】スクールランチの利用率やアンケート結果などから、目的に照らしてその効果をどう見ているか。

《答弁》1次実施校でのアンケートに基づき利用方法などを改善した結果、利用者からは「良

い」、「普通」を足して約9割の評価。利用率は平均1.47%で、一定の目的を達成している。

**【質問】**中学生の昼食のあり方は、教育、子どもたちや保護者の状況、防災など広い視点で検討すべき。検討のためにどのようなデータを集めるのか。

《答弁》学校給食も視野に入れた方針を決定するため、他都市の現況調査、各方式による費用等の比較や実現性、調理室・配膳室設置の適否等の調査を目的に、新年度予算に経費を計上した。

**【質問】**検討はどのような組織で行うのか。また期間やその後の生かし方などスケジュールは。

《答弁》調査業務の進捗にあわせワーキンググループを組織し、学校給食導入の場合の課題整理等を行う予定。平成26年度に検討したいと考えている。

### 3. 市民スポーツについて

**【質問】**なぜ今、市民スポーツ課を教育委員会から市長部局に移管するのか。

《答弁》近年、スポーツは教育だけでなく健康増進や介護予防、さらには新たな地域振興策として注目されている。スポーツを総合的な市民サービスの提供と捉え直し振興を図るとともに、国体の準備に向け全庁的な取組を行う必要があるため。

**【質問】**これまでの取り組みを検証して課題を明らかにし、具体的方向性を示してこそ市民スポーツに力を入れていくという姿勢が見えてくるのではないか。

《答弁》これまでからスポーツ振興計画に掲げた諸施策を検証し、充実に努めてきた。市民スポーツを総合的な市民サービスとして捉え直し、市民や各種団体との協働で、より総合的な施策を図ることが重要と認識している。

**【質問】**あらかじめ体育関係団体に市の方針を伝え、意見を求めることはしたのか。

《答弁》今議会で移管の議決がされた後、関係団体へ周知と協力依頼について説明に努める。

### 4. 職員定数の改正について

**【質問】**支所の職員のさらなる非正規化が、市民に一番身近な窓口での安心の対応につながると考えているのか。

《答弁》平成26年度から全支所の正規職員を1名とする方針。正規職員は定期的な人事異動があり、支所の窓口業務は嘱託職員の実務能力に負うところが大きい。研修の充実など職員の資質向上に努める。

非常時の対応については、従来の初動支所班に加え、新たに情報収集担当を配置し、市民の安全・安心に資するよう努める。

**【質問】**緊急事態への対応も考慮するなど、届けや証明などの発行数だけでなく、地域事情、規模などを勘案して適切に配置すべき。見解を。

《答弁》業務内容や地域事情等を勘案するとともに、支所長へのヒアリングで業務の円滑な遂行に支障のないよう人員配置に努めている。

### 5. 環境関連の条例改正等について

**【質問】**汚染土壌処理や産廃処理の施設建設の手続きの条例改正について、住民不安払拭のため、どのように実行していく考えか。

《答弁》豊島の汚染土壌処理や、栗原、伊香立の土砂埋立について、地域住民に不安を生じる事案が起きたことを踏まえ、土砂条例の全部改正を始め環境関連の条例の一体的整備を行う

こととした。規則等を早期に整備し、事業者や地域住民への周知、パトロールの強化など条例整備の目的が十分達成できるよう努める。

**【質問】** 条例の執行をどう担保していくのか。実効性の担保には、所管課の人員を増員して体制強化すべきではないか。

《答弁》 今般の条例改正で所管課の事務量は増加するが、効率的な事務処理に努め、条例の施行に万全を期したいと考えている。

## 6. 英語教育について

**【質問】** 市長の公約実現のための拙速な事業展開であり、教育内容に踏み込んだやり方はあまりにも乱暴ではないか、見解を。

《答弁》 秋の主要事業ヒアリングは新年度予算に力点を置いて実施して査定に臨み、特に国際理解推進充実事業については、その後3回、教育委員と、国の英語教育改革や私自身が英語力の向上が必須であると考え公約にも掲げていること等を話し、協議してきた。

**【質問】** 現場の状況を理解した上で検討したのか。

《答弁》 国際理解推進充実事業費のうち最も重点的に予算配分したのは、ALT の配置時間を増加させるもので、英語教育の充実と現場の負担軽減になると考えている。今年度からの、児童が英語に慣れ親しむ「ハッピーEタイム」の実施で、ALT が常駐。取り組みがさらに充実することになり、来年度も継続するための予算措置を行った。

さらに英語教育強化地域拠点事業は、文科省の指定を受けた学校で先進的に取り組むもので、新たに ALT1 名及び講師 1 名を配置すること等で、現場の負担にならないよう留意した。

**【質問】** モデル事業などを参考にしながら、どのように英語教育に取り組んでいくのか、現場の意見や要望も聞き取り反映させていくべきではないか。

《答弁》 次年度、市全体の英語教育のあり方を検討するため、大津市外国語教育推進会議が設置され、そこでも現場の状況も踏まえた議論がされると考えている。

## (5) 石黒賀津子市議

### 1. 公共施設の整備方法（PFI など民間活力を用いる計画）について

**【質問】** 人権保障のプロである市の職員が住民の生活を守っていくべきであり、コスト削減ありきの PFI 事業導入を行うべきではない。見解を。

《答弁》 PFI は、民間ノウハウを活用することで低コストで質の高いサービスの提供が可能になる事業手法だが、失敗事例もあるため慎重な検討が必要。

今回の石山団地再生事業では、PFI に限らず、従来の事業手法なども比較検討し、最良な事業手法で整備をと考えている。

**【質問】** 設計施工に関しての状況把握を、市民サービス確保の面で監視するためにどう行おうと考えているのか。

《答弁》 設計施工の段階で事業が適正に行われているかを、市が把握し監視していくことは重要と認識しており、そのためには、市と事業者との役割分担、考え方など、市が行う監視や評価の具体的な内容を事業者等との間で明確にしておくことが必要となるが、本市での PFI 導入実績がないため、引き続き調査・研究を進めていく。

**【質問】** 一括発注では大手ゼネコンが中心となり、経費削減のために安い下請けを使うことが

考えられる。地域経済振興の観点から地元業者の参加をどう位置づける考えか。

《答弁》PFI等の先進都市では、募集要件に地元企業の参画を条件づけるなど、事業者の選定段階で地元企業の参画を推進している事例がある。本市でもPFI導入の際には、地元企業の参画を促進するスキームを研究していきたい。

## 2. 市営住宅（中央団地耐震改修）について

【質問】計画はどんどん先送りされている。入居者の不安解消、安全確保のためにできるだけ早く計画を策定し、住民への説明をおこなうべき。見解を。

《答弁》平成24年度の耐震補強検討の結果、入居者が居住した状態での補強工事は困難と判断。今後については現在検討中で定まっていない。できるだけ早期に方向性を定め、入居者に対しては平成26年度に説明を行いたいと考えている。

【質問】1階の店舗所有者についての考えと今後の対応は。

《答弁》店舗所有者には営業の意向を把握したうえで協議を進めていきたい。

## 3. 障がい者問題について

### (1) 子ども発達相談事業について

【質問】子ども発達相談センターの対象年齢は3歳半から義務教育終了までで、発達障害者相談支援センターの対象年齢は18歳以上となっている。その間の相談窓口についてはどう考えているか。

《答弁》かねてより、発達に関する相談窓口が、福祉・保健・教育と複数にわたり分かりにくく、また子どもの成長により支援担当機関が替わるといった課題があったため、相談と支援の一元化とともに、継続的な支援体制の整備を検討してきた。

平成27年2月に「(仮称)子ども発達相談センター」を開設する予定。開設時には、就学前・就学後の連携に重点を置き、3歳半から15歳までの一貫した相談・支援を行っていく。16歳以上は、対象者の課題に応じて、県の相談センター等、適切な支援機関に繋げていきたいと考えており、将来的には体制を整え、18歳未満まで対象を引き上げる予定。

【質問】成人期の支援を行う発達障害者相談支援センター「かほん」も含めた今後の方向性について見解をうかがう。

《答弁》保護者等に対して育児相談や教育的相談・支援を行うが、18歳以上は対象者本人に対し、発達特性を持ちながらも地域での生活が充実するよう、「かほん」等関係機関に繋いでいきたいと考えている。小児期と成人期では支援の課題が異なるため、関係機関と連携しながら、途切れることのない支援体制を構築していく。

### (2) 介護保険制度を優先する場合について

【質問】介護保険では通院などのために介護タクシーを頼めば自己負担となる。介護保険対象者でも障害者移動支援事業サービスは受けられるのではないか

《答弁》障害者の移動支援事業を介護保険利用者まで対象を拡大すると、事業費が大幅に増加することになり、増加分は市単独事業となるため拡大は困難。

【質問】障がい者本人の選択でサービス利用ができるよう障害者総合支援法第7条の廃止を、国に対して要望すべき。市の考えは。

《答弁》これは介護保険制度と障害福祉サービス制度の双方の制度の根幹にかかわる問題であり、現在のところ要望する考えはない。

【質問】市も柔軟な対応に努力すべき。見解を。

《答弁》介護保険制度が想定する要介護度を越える重度障害者については、現行でも重度訪問介護等のサービスが受けられるよう対応しており、今後も適切に障害福祉サービスの支給決定をしていく。

【質問】65歳になると介護保険優先となり、多くの方はヘルパーも障害者専門から高齢者専門に変わってしまう。重度の障がい者であれば、より専門的知識が必要となる。それについての手立てが必要ではないか。

《答弁》事業所がヘルパーの研修等を行うことが基本だが、定期的に従業者に対し市障害者自立支援協議会で研修を行っている。引き続き研修会開催の支援をしていく。

#### 4. 皇子が丘公園交通公園の跡地活用について

【質問】今回、事業計画を進める委託業者との契約締結が、年度末ぎりぎりとなった理由は。

《答弁》当該事業は、9月に委託業務を発議して以来、2度の入札が不調となったことから、契約の締結が1月になった。

【質問】来年度については補正予算を組んで進めていくのか。今後の計画をうかがう。

《答弁》これから年度末にかけてワークショップ、アンケート調査を実施し、計画(案)を策定していくため、来年度予算に計上していない。補正予算は、計画が確定した時点で検討したいと考えている。

【質問】ワークショップのメンバーへの、当初考えられていた若者やスポーツ関係者、協議関係者等の参画は進められているのか。幅広い年齢層から意見を聞く工夫がいるのではないか。

《答弁》可能な限り多くの意見を聴取し、利用者のニーズに合った広場を整備するため、長等、滋賀両学区自治連合会に人選を依頼する等によって、若者やスポーツ関係者を含め、幅広い年代に参画いただくことになった。

【質問】青少年の居場所づくり、健全育成の視点を踏まえたスポーツ施設等の整備を求める。見解を。

《答弁》今後開催予定のワークショップや、アンケート調査で、多くの意見を伺いながら、検討していきたいと考えている。

### (6) 塚本正弘市議

#### 1. 人事評価制度について

【質問】仕事の性格の違いによる評価のばらつき、チームワークなどの個別評価が困難なケースでの評価方法など、評価の客観性・妥当性はどうか検証したのか。

《答弁》同じ係の職員が共通の目標を設定し協力して業務を行うことでチームワークの強化を図る。評価基準の平準化を図る研修会を実施、評価視点のバラツキを解消し、精度向上を図っている。更に本年度より、各職位に求められる役割を明確にし、指導観察記録を作成し客観的で納得できる面談に務めている。

【質問】人事評価の目的である能力の育成や仕事への意欲を高めることにつながっているか、評価された本人の納得のいく結果となっているのか。

《答弁》年間3回の面談を実施。この面談で、目標の明確化、認識の共有化をともに、上司である評価者から助言、指導を与えることで職員が自己研鑽を図ると同時に、モチベーション



を高めていける。

**【質問】** 行革プランによれば、この先さらに人件費の抑制が続く。この様な中で、人事評価を給与等処遇に反映させることは妥当なのか。

《答弁》平成 22 年度より国家公務員で給与反映が実施され、地方公務員においても適切な処遇反映が求められている。努力し成果をあげた職員が一定の枠内で報われる制度は、職員のモチベーション向上にも繋がり、市民からも合理性があると理解いただける。

## 2. 不祥事の発生防止について

**【質問】** この間の不祥事防止対策検討委員会での議論の到達点は。

《答弁》これまで 5 回の会議を開催。8 件の具体的な不祥事、不適切な事案にかかる、各部署の検証結果や情報セキュリティ対策などについて、意見を述べていただき、論点の整理と方向性が定まってきた。提言をいただき、全庁的に再発防止策に取り組む。

**【質問】** 風通しの良い職場環境作りについてどのように検討されているか。

《答弁》管理監督者が意識的に「声かけ」を行い、職員の健康状態や業務状況等の把握に努め、職員が気軽に相談できる雰囲気醸成や、職員同士の意思疎通を図る。

**【質問】** コンプライアンス推進室への嘱託弁護士の配置が本当に必要なのか。その役割についてうかがう。

《答弁》嘱託職員弁護士は、市の組織の中で担当者として直接業務を執行する。より専門的で実効性のある内部統制が行え、職員に対する迅速で継続的な助言など、公正な職務の執行を確保できるため必要である。

## 3. 図書館の充実について

**【質問】** せめて全国平均を超え、市民が望む蔵書の充実を図るためにも、図書資料購入費の抜本的な増額が必要。見解を。

《答弁》大津市は平成 24 年度、市民 1 人当たりの図書整備費、蔵書数とも県内で低い水準にあり、他府県の同規模市と比べても平均以下。市民の興味や関心に充分応えられる豊かで広がりのある蔵書の構築と確保に努める。

**【質問】** 図書館協議会であり方の検討が進められているとのことだが、現在の進行状況は。

《答弁》市の図書館の現状認識、果たすべき役割と、地域に根ざし市民に親しまれる図書館であるための方針、そしてそれらを実現させるための計画、将来像等について触れられており、今年度末までには中間的な報告をいただく予定。

**【質問】** 市としての位置づけは、次期総合計画などとの関わりも含めて考えをうかがう。

《答弁》今後の図書館運営の基礎となり、指針の役割を果たすもので、条例設置による図書館協議会の意見を尊重しながら、中長期的な視点で取組みたいと考えている。

**【質問】** 市立図書館での電子書籍への対応についてどのように考えているか。

《答弁》市民の要望や時勢の動向、他都市の事例等に留意し、検討していく必要があると考えている。歴史的資料については、郷土資料のデジタルアーカイブ化を検討しており「大津市 IT 推進プランⅣ」に挙げている。

## 4. 地域経済活性化について

【質問】今年度、市内中小企業の実態調査を行うということだったが、どのような調査で、どのような課題が明らかになったか。

《答弁》昨年9月30日から1か月間、景況や業況、必要とする資金や雇用、本市事業所の強みや弱み等に関するアンケートを実施。約3,900社に送付し、回答率は11.6%。その結果を踏まえながら経済団体等から聞き取り調査をし、市内事業所を取り巻く経済環境について意見聴取した。

結果、依然として景気回復の実感は乏しく、特に従業員数5名以下の事業所の85%が、経営状況は以前と変わらない、あるいは、悪化したと回答。厳しい経営環境に置かれていることが明らかになった。将来に対する見通しが立てづらい50%、資金不足33%、事業継続や事業拡大のためには人材が必要38%と回答。人材確保が大きな課題。経営改革等の情報不足を課題とする事業所も。

解決には、人、企業、支援機関を結びつけていくコーディネートやマッチング支援が必要で、さらに求める情報が的確に企業側に伝わるような情報ネットワークの構築も必要。今年度の調査・分析は職員によるもので、来年度は専門家の協力も得て、さらに詳細に分析し、市がどのような方針を示し、具体的に何に取り組むべきか、条例制定の必要性などの手法論も含め、中小企業振興のあり方を検討していく。

【質問】新たに設置される産業化支援統括コーディネーターの役割について、どのような成果を期待しているのか。具体的な活動の方向は。

《答弁》中小企業が抱える課題を解決し、製品開発や販路拡大、事業の高度化の支援が重要。これまでも市職員とコーディネーターが直接企業を訪問し支援してきたが、ニーズが多様化する中で、より専門的な支援が必要となっているため、新たに産業化支援統括コーディネーターを雇用し、オーダーメイド型の支援の充実を図りたい。

また、産業政策課内に「地域ビジネス支援室」を新設。企業側からも気軽に相談してもらえる環境を整備し、支援の幅を拡大して、市内中小企業者の競争力強化を図っていく。現在、相談は年間150件程度だが、まずは400件程度にまで引き上げたい。

【質問】安易に外部の専門家に委託するだけでは、観光振興は図れないと考えるが、今回の観光プロデューサーの雇用についての考え方を伺う。

《答弁》観光施策の立案には、観光動向等の情報を収集し分析・評価を行う必要があり、その結果を有機的に結びつけ、利用可能な情報とするには専門的な知見が必要。さらに誘客策のターゲットは主に市外在住者で、市外から大津を見る視点も必要。このことから、観光における専門的な知見を有した外部の人材が必要と判断した。

また、嘱託職員として採用することで常に市職員とともに行動することになり、職員や組織に知識やノウハウ、人的ネットワークなどが蓄積され、それは長く市の資産として引き継いでいけると考えている。

なお、びわ湖大津観光協会は、観光関連事業者が会員となって運営されており、事業実施のために、事務局は会員である民間鉄道会社から派遣されている。

## 4 請願について

請願第1号 【賛成…共産党、市民ネ、清正、風、みんな以外の反対で否決】  
「要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書」採択について

請願第2号 【賛成…共産党、清正、みんな以外の反対で否決】

「子ども・子育て支援新制度」導入にあたって、就学前の子どもたちの保育・教育の充実を求

めることについて

請願第3号 【賛成…共産党以外の反対で否決】  
国民健康保険料を値上げしないことを求めることについて

## 5 意見書・決議について

意見書（案）第2号 【賛成：市民ネ提案…共産党、市民ネ、清正以外の反対で否決】  
労働者保護ルールの維持・向上を求める意見書

意見書（案）第3号 【共産提案…共産党以外の反対で否決】  
常用代替禁止の原則を守り労働者派遣法の改善を求める意見書

意見書（案）第4号 【共産提案…共産党、市民ネ、清正、風以外の反対で否決】  
要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書

意見書（案）第5号 【共産提案…共産党以外の反対で否決】  
教育制度改定の中止を求める意見書

意見書（案）第6号 【共産提案…共産党、清正以外の反対で否決】  
特別支援学校の新設を求める意見書

意見書（案）第7号 【共産提案…共産党以外の反対で否決】  
不適切な言動を行ったNHK経営委員の罷免を求める意見書

意見書（案）第8号 【反対：公明提案…公明、清正、風、惻隠以外の反対で否決】  
消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

意見書（案）第9号 【賛成：公明提案…全会一致で可決】  
微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

決議（案）第1号 【賛成：清正、みんな提案…共産党、清正、風、みんな以外の反対で否決】  
越市長にコンプライアンスの遵守を求める決議